

議 員 派 遣 の 件

令和8年6月25日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第119条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件 名 第56回町村議会夏季議員大学講座

- (1) 目 的 議員個々の政策立案能力向上と議会活性化に資する
- (2) 派遣場所 岩手県自治会館
- (3) 期 間 令和8年8月5日 1日間
- (4) 派遣議員 吉田 和 希 、 村 上 みさと 、 鈴 木 博 、
佐 藤 光 夫 、 橋 浦 栄 一

2 件 名 令和8年度岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会

- (1) 目 的 国内外の政治経済の動向をはじめ、地域振興や分権時代のあり方等を研修し、議会活性化及び議会機能高揚に資する
- (2) 派遣場所 東京都千代田区 全国町村議員会館
- (3) 期 間 令和8年8月20日、21日 2日間
- (4) 派遣議員 根 水 康 博

3 件 名 岩手県選出国會議員との懇談会

- (1) 目 的 国政に対する要望活動
- (2) 派遣場所 東京都千代田区 グランドアーク半蔵門
- (3) 期 間 令和8年8月21日 1日間
- (4) 派遣議員 根 水 康 博

○紫波町議会会議規則

(議員の派遣)

第 119 条 法 第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

○地方自治法

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

○参考文献

議員必携 64P

地方議会議事次第書・書式例 257P

地方議会議事次第書・書式例 様式 33 60P